

Historical Materials : Vassal of Yokoyama
Family's Military exploits note from Ishikawa
Prefectural Library

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-03-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 竹井, 英文 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/23939

《史料紹介》

石川県立図書館所蔵「横山家士武功書」

竹井英文

本稿は、前号で紹介した「本多家士軍功書」⁽¹⁾に引き続き、加賀藩の家老・横山山城守長知の家臣団に関する「戦功覚書」を紹介するものである。

横山長知は、主に加賀藩前田家二代・前田利長の重臣として仕え、初期藩政においてさまざまな活躍をし、加賀藩における横山家の地位を確立させた人物として大変有名な人物である。その長知が、元和二年（一六一六）二月十七日付けで、自身の家中の「戦功覚書」をまとめて、「御奉行衆」に宛てて提出したものが、今回紹介する史料である。前稿でも述べたが、同時期・同内容のものが、本多家・山崎家でも作成されており、いくつか写本が残されている。そのなかでも、今回も石川県立図書館「森田文庫」のうち、『秘笈叢書』廿二に収録されている写本を紹介することにした。

「横山家士武功書」は、前稿で紹介した「本多家士軍功書」と同様、新出史料ではなく、古くから金沢や加賀藩研究においてはよく知られている史料で、『金沢古蹟志』にその一部が早くから翻刻されている⁽²⁾。

近年では、横山家に関する研究が大きく進展しており、『金沢城

史料叢書五 金沢城代と横山家文書の研究」⁽³⁾が刊行されている。これは、横山家文書の総合調査報告書であり、横山家文書の史料目録が付されているが、それに収録されている木越隆三「横山家の家臣団と家中統制」は、横山家文書に残されている「横山家武功書上」⁽⁴⁾を使って、家臣団の詳細を明らかにしている。この「横山家武功書上」は、今回紹介する石川県立図書館「森田文庫」のものとは別系統のもので、双方の年紀に相違があり、底本も異なるというが、基本的にはほぼ同内容のようである。なお、前稿で紹介した「本多家士軍功書」にも、関連した研究として、本多家所蔵の別系統の写本を用いて本多家の家臣団を考察した本多俊彦「本多政重家臣団の基礎的考察——その家臣団構成について」⁽⁵⁾がある。重要な先行研究であったにもかかわらず前稿にて記さなかったため、改めて記しておきたい。

また、これも前稿にて記すべきであったが、近年加賀藩関係の研究が大きく進展していることは周知の通りであろう。そのなかで、横山家やその他の加賀藩家臣団、彼らの由緒に関する研究が進められている⁽⁶⁾。

このように、「横山家士武功書」は、すでに知られている史料である。しかし、戦国史研究の史料としては、これまであまり利用されていないようである。本史料の内容は、「本多家士軍功書」と同様、戦国時代を生き抜いた武士たちが体験した合戦・出来事が主である。そのため、戦国史研究の史料として、より注目されてもよいのではないだろうかと考え、ここに改めて紹介する次第である。^⑦なお、本稿に引き続き、残りの「山崎家士軍功書」も今後紹介していく予定である。

注

- (1) 拙稿「史料紹介 石川県立図書館所蔵「本多家士軍功書」」『東北学院大学東北文化研究所紀要』第四七号、二〇一五年)。本稿は、この前稿の続きであるため、合わせて参照願いたい。
- (2) 金沢文化協会、一九三四年。「横山家士武功書」は、第十一編(卷三十)に収録されている。
- (3) 金沢城調査研究室、二〇〇七年。
- (4) 横山家文書のうち「大坂御陣勤帳・諸事御定帳・御家中侍帳・御人帳」に収録されているという。詳細は、注(3)所収木越論文を参照。
- (5) 『高岡法科大学紀要』第二〇号、二〇〇九年。
- (6) 『金沢市史』資料編五近世三・家中(金沢市、二〇〇三年)、『金沢市史』通史編二・近世(金沢市、二〇〇五年)、金子拓『記憶の歴史学 史料にみる戦国』(講談社選書メチエ、二〇一一年)、佐藤孝之「加賀藩家臣団の形成と家臣の由緒——「先祖由緒并「類附帳」を素材として——」『東京大学史料編纂所研究成果報告』二〇一五—二 近世初期の大名と情報』二〇一六年)など。このほか、加賀藩研究の研究史については、

木越隆三・宮下和幸・中野節子「加賀藩研究の軌跡と課題」(加賀藩研究ネットワーク編『加賀藩武家社会と学問・情報』岩田書院、二〇一五年)に詳しい。なお、横山長知自身も「戦功覚書」を残していることが古くから知られており、近年では注(3)書において改めて紹介されている。

(7) なお、拙稿「戦功覚書」と城郭研究」(齋藤慎一編『城館と中世史料』高志書院、二〇一五年)において、「横山家士軍功書」の一部を使い、武蔵八王子城について若干検討した。その後、『新八王子市史』通史編二中世(八王子市、二〇一六年)の「資料編補遺」で一部が採録された。

横山山城守家士武功書

貳百石

斎藤内蔵助

一、私義、生国越前二而、信長之御代ニ越前大野郡金森法印江被下候砌、法印江奉公ニ罷出候、然処北袋与申所ニ国々牢人并一揆共申合、大野郡之内放火可仕之由申而、堺目矢戸山と申高山ニ多人数を以取あかり申候付、日根野備中・同弥次右衛門両人大將ニ而及合戦候、我等も其手ニ有合申間、首ニツ討取申候、一人ハ組討ニ仕候、右之様子存知候桜井五右衛門と申仁、今ニ有之候事、

一、大野ニ而原殿家中ニ辻弥助と申者心替仕候処ニ、金森出雲被聞付、彼者宿江自身被懸寄、家を取巻被申候間、我等も三ヶ所深手を負申候得とも、あひ切ニ仕、終ニ切倒之、其内三人手負御座候、右之様子、長屋平左衛門被存候御事、

一、大野ニ而知行之堺目を波多野新太郎と申仁と争、我等兄弟三人奉行を仕候て、上から上させ候処、新太郎方々百人計寄せ候而、此方を追上可申と仕候処ニ、兄弟三人と仕、先ニす、ミ申者を切立、七・八人二手をおわせ追立申候、此様子、長屋平左衛門方被存候御事、

一、金森法印ニ飛州を被下候、法印ハ上方へ被罷登留守中ニ、国々之牢人并一揆共取立在々致放火、宮と申所之城を取巻申ニ付、金森出雲宮江手遣被仕候処ニ、我等も彼先懸一番ニ首討申候、右之様子、水野内匠・長屋平左衛門可被存候御事、

一、飛州ニ而金森法印入国之刻、国々牢人之内徒者共川原へ打入候而、在々夜討を入、百姓共迷惑かり申ニ付、私ニも致才覚、彼徒者共搦取申候敷、不然ハ討捨ニも仕候へと被申付候ニ付、方々相尋申候処ニ、折節紛者ニ罷成、大坂与申所罷通申処を見合候而、四人搦取、高原と申所分引上申候、此義ハ長屋平左衛門方能々被存候御事、

右之条々少も相違無御座候、以上、

七百石

斎藤兵部

一、私義、生国越前、成年三十二ニ罷成候、去年五月七日ニ大坂岡山表ニ而敵鎧を持、道々左之繩手へのき申候を、私乗付敵之鎧をたくり突伏、則首討取、窪田弥兵衛ニ為持差上申候、此様子、上田内記見申候御事、

一、右之鎧を合候三町計先ニ而、敵鎧を為持、若党二・三人召連のき申候を、私参合、彼敵を突倒申候処ニ、若党私二切てかゝり戦申候而、其後組合申候、私不力故、道々右之溝へ被組臥申候、私□手三ヶ所負申候、然ハ被組臥申候様子、倉知源左衛門・津田勘兵衛見申由ニ御座候御事、

右之話少も相違無御座候、以上、

五百石

広瀬民部

一、私義、生国越前之者ニ而御座候、然者柴田修理殿越前人国候而、豊原与申所ニ柴田伊賀殿住城被仕候、然処越前河々北一揆悉起申ニ付、高木之川端ニ而北庄々人数出申候処、柴田源左衛門殿馬乗二・三騎、歩者以下二拾人許ニ而高木を河を越、伊賀守殿城へ懸

付候へハ、一揆共取巻有之処を突割、城へ入申時、私首を討取申候御事、

一、肥前守様松任ニ被成御座候時分、罷出申候、其後関東御陣八王寺ニ而太刀疵を負、首壹ツ取、肥前守様懸御目候御事、

一、大聖寺御陣之時分、二丸ニ而矢手を負申候へ共、屏を乗越首討取申、則愛宕山ニ而肥前守様へ懸御目申候、然ハ御帰陣之後、山城守大聖寺表穿鑿被仕、知行式百石加増被致候、并去年大坂御陣ニハ金沢ニ用所被申付、相立不申候御事、

右条々少も偽不申上候、為其起證文を以申上候、以上、

四百石

広瀬守左衛門

一、私手前之義、先年大聖寺御陣之刻ハせかれニ而御座候へ共、初陣ニ相立申候、鐘之丸之屏ニ岩内外せり合申候、其内ニ屏のさまふ敵壹人突申候、則私一所ニ奥村采女殿之内安藤縫殿助・松平伯耆守殿内星名五郎兵衛、其仕合見申候間、其後屏を乗越、二ノ丸之内ニ而鎧手を負申候、其場之様子、横山因幡見被申候へ共、被相果候間、不及是非候、御帰陣之後、山城守大聖寺表之吟味被致知行一倍加増被仕候御事、

一、去年大坂御陣ニ而惣構柵際ニ而高名仕、夫ハ凶書丸江罷越攻入、則墓所口ニ而鎧を合申候処、内ハ壹人突て出申者を屏へ突付申候、然共内ハ引入申候故、首ハ取不申候、如此仕合、大膳内長谷川五右衛門一所ニ有之見申候、并加藤石見殿も居被申候間、被存候義も可有御座候、夫ハ被出候へハ、則其場ニ有之候私共三人并加藤石見殿、以上四人を山城守召連、御前へ罷出、右之様子被申上候

御事、

右之話少も偽不申上候、為其起證文申上候、以上、

五百石

枚采女

一、先年大聖寺被成御責候時、鐘之丸山城守者共乗破申候刻、私手前働之義、二・三人之内ニ屏へ着申候処ニ石弓ニ而四・五間打被落、甲迄打被割申候へ共、重而塀を乗破り、其後本丸へ乗候而、菊池大字殿ニ詞をかわし、夫ハ広間之前ニ而敵と散々切合、手を負首を取、肥前守様ニ罷出候処ニ、殊之外御感ニ預り申候、御帰陣之後、山城守吟味被致、其上ニ以加増式百石呉被申候御事、

一、先年太田但馬守城、山城守ニ被仰付候刻、御馬廻世田忠兵衛与申仁召捕候様ニと肥前守様ハ山城守方迄被仰出候ニ付、私ニ被申付之処、彼者致覚悟候而、家之内ハ若党二・三人召連罷出、刀を抜懸申候を飛懸り、組臥せ生捕申候、川口迄御家中衆数多被罷越候、何茂見被申候、私手柄仕之由被成御提、御本丸迄被召出、浅井左馬助方を以殊外預御感申候、此義御近衆何茂御存知候御事、

一、去年大坂表ニ而私手柄之義、式部西ノ丸江一番乗仕、則手柄之高名被仕候ニ着居申候、右之様子、式部被存候、以上、

六百石

上田内記

一、私生国濃州之者ニ而御座候、生年式十九ニ罷成候、去年大坂初陣ニ罷立申候、二ノ丸へ乗込、敵を見懸、馬上ハ詞を懸申候へハ、敵私を切申候、太刀馬ニあたり申候間、おり立突臥首討取申候、則為持遣 殿様之懸御目申候、以上、

四百石

木村權兵衛

一、先年高島石見守所ニ罷在之處、大納言様与佐々内蔵助と御取合之刻、石見守能州江加勢ニ被遣候、然処大納言様御人数御取懸被成候処、敵惣構之外ニ取懸申二付、先手衆と殊之外せり合御座候、其今本丸・二ノ丸口迄乗込申候処ニ、門開キ申音仕候へハ、何茂迷崩候処、長田権左衛門方・我々傍輩森小重郎・野々村五助・我等居残り申候、右之様子、長田権左衛門被存候御事、

一、高島石見守家来遠山甚丞と申者、白山今走、金沢ニ罷有候処ニ、口々相待申候処ニ、一口ニ而しのかし申候処、拙子参合、散々切合申候へ共、勝負付不申候ニ付、飛懸り組合在之處、岸田治左衛門参合候而、すけ被申二付、拙子切留申候、其様子、治左衛門方能被存候御事、

一、関東御陣之刻、大納言様上野之内松枝之城御取巻被成候処ニ、長殿・石見殿をして丸壺ツ御取被成候、其丸を取堅兼申候処、拙者罷出、一番二竹たは付申二付、其丸取堅申候、ヶ様之仕合、笠間平馬丞殿能々被存候御事、

一、山城守所ニ罷出申候処、鉄炮之者預被申候、然処ニ大聖寺御責被成候処、鐘之丸へ一番乗仕、鎗手四ヶ所迄負申候ニ付、肥前守様御前へ一番林庄太郎殿取次を以、愛宕山ニ而御目見仕、御感候、其後、山城守御陣ひけ、被逐穿鑿、為加増式百石呉被申候、一倍之加増取申者、私壺人ニ御座候御事、

一、去年之御陣之刻、のほりを被預候、岡山口をおつくし被成ニ付、何茂のほりを射ぬき候て、大坂へ押込、町之内ニ而首を取申候、其今大坂図書丸江着、山城守のほりを御家中一番二入申候、

のほり差一人被討申候、私手前塀をやふり、一番乗申候処ニ、広庭ニ敵突出申候ニ、鎗を合申候処、具足を二ヶ所までつかれ、其上鎗際之鉄炮ニ被討申候、則加藤石見殿能々御存知二候、安彦左馬允殿もご覧可被成候、其場ニて山城守侍共渡辺大学・田中八左衛門・高沢猪右衛門・堀口宗兵衛、以上四人討死仕候、何茂御存知二候、其丸ニ而山城守者共手を掻き、其丸を取申候、則真田丸ニ而山城守我等を召連殿様御前江罷出、預御感候御事、

三百石 塚本猪右衛門

一、大納言様奥村隱岐守取次を以、式拾人罷出候処ニ、私と篠原左門御馬廻ニ被召置候而、孫四郎様へ被遣候、奥村金左衛門若党不屈仕合御座候而申付候へ共、かり候而不罷出候を、我等成敗仕候御事、

一、大聖寺御責被成候付、惣かわを乗込、二之構堀際柵へ着候処、手負死人多出来申候、城今突出申候へ共、悉崩申候、然処ニ我等壺人居残申候、弓を持参候而、矢数を射有之處ニ、伊藤縫殿助返し参候而、我等手を負申候を引のけ申候、其場少のき申候処へ、佐治甚兵衛・木村無手右衛門も返し参申候、縫殿助于今有之義ニ御座候間、御尋可被成候御事、

一、其後惣人数かゝり申候而、参本丸外之二之門之内ニ木村無手右衛門・森岡隼人居申候、櫓今鉄炮弓ニ而討出申候、無手右衛門鉄炮一切打不申候間、我等取申候而、式人打倒シ申候、右両人之者、能々存知候、夫今本丸へ乗、石垣をつたひ、堀二而二鎗つかれ申候、此処之義、石黒覚左衛門殿可被御存知候御事、

一、右之義、土蔵二敵多く籠居申候故、はいり申者無御座候間、私先へはいり切合、首を取罷出候、御帰陣已後、御加増貳百五十石被下候御事、

一、孫四郎様以来山城守所二居申候、其後安房守所二有之候、去年大坂表惣構取詰申候時、堀際迄着申候、我等之近所二ハ岡田助右衛門殿被居候へ共、のき被申候間、私も二十間計のき申候へ共、何茂のき口おしく御座候二付、各二詞を懸立帰申候、其時手を負申候、竹田金石衛門・島木助左衛門能々存知候御事、

一、惣かまへ着申候様子、岡田助右衛門殿被存候由、安房守へ申候処、助右衛門殿討死被仕候、其以後御無事ニ罷成候而、真田丸ニ被居候伊儀野七郎右衛門殿と山下兵庫殿。江守半兵衛殿御知音ニ付、御越候へとも、我等之指物を御尋被成、働之様子御咄之由承候間、兵庫殿・半兵衛殿へ可被成御尋候御事、

一、去年五月五日岳山御合戦初中候二付而、随分かせき、首四ツ討取申候御事、

三百石

平手忠左衛門

一、去年大坂表二而、私手前働之義、岡山口二而敵と出合、鎧二而たゝき合、突臥乗首を取申候処二、跡今人数多参はなれ申候、私も下人も手負申候故、右之分二御座候、則杵平大夫も脇二而見被申候、其以後、安房守御越条、右之趣申上候、以上、

三百石

伊藤左源太

一、去年御陣之折節、大坂二ノ丸二而鎧を振込合被申候、加藤石見殿一所二罷有、様子御存知二而御座候、私初陣二而御座候へ共、

かせき申候、以上、

三百石

今井四郎三郎

一、私義、去年御陣始二而御座候、大坂二而黒川口之左之方へ早く着申候付、堀江一番二乗申候、則水野内膳殿へ詞を懸、乗申候間、能御存知可為候、其分桜之門へ着申候義ハ、松平玄蕃殿・中川宮内殿・浅野将監殿・堀田左兵衛殿・長田市兵衛殿能御存知二而御座候、其後三ノ丸二而鎧申武者老人出合申候間、私早く鎧付申候処、長田市兵衛殿・堀田孫兵衛殿鎧付被申候間、首ハ市兵衛殿鉄炮之者式人仕取申候、か様之様子、玉井市丞殿能々御覧被成候間、則其場二而市丞殿へ早く鎧付申候通り申断候御事、

四百石

杵平大夫

一、私義、池田勝入内片桐軍右衛門所堪忍仕候、其折節 太閤様尾州小牧表御陣之刻、池田勝入三河へ中入として罷立候、其道路二岩崎と申古城を拵、尾州へ持而有之処二、行懸二責破申刻、首壹ツ討取、預御感申候御事、

一、右之後、吉田修理所二在之折節、関東小田原御陣之刻、首壹ツ討取申候、其陣二而吉田修理跡備二而右之城落城二及候処二懸付討取申候、修理家中二而不破彦大夫・我等兩人まで首申候御事、一、去年大坂表御陣二岡山口二而御合戦之砌、首貳ツ討取申候、右可申上程之義二無御座候へとも、御誂二付而申上候、以上、

貳百五十拾石

宮崎豊左衛門

一、関東八王寺御陣之刻、肥前守様二有之申候、然ハ八王寺責之義、二之丸へ乗申、鎧手を負申候、則宮崎藏人殿と一所乗申候、

藏人殿も其場ニ而鎧手ニヶ所負被申候而、我等と一所ニのき被申候、就夫当座之為御褒美從 肥前守様藏人殿へ被下候御脇差并御馬一疋、私へ藏人殿分給候、其上種々斟酌仕候へ共、藏人殿苗字も給申候、其以前之私名字ハ山内豊太郎与申候、其後宮崎豊左衛門ニ罷成申刻、亦具足・甲給申候御事、

一、其後ハ山城守所ニ罷有申候、大聖寺ニ而鐘之丸へ一番乗仕候、鎧手ニヶ所負申候、其後山城守大聖寺表之穿鑿被致、其上ニ為骨折分知行百石加増被仕候御事、

一、大坂表之義、兩陣ながら山城守鎧奉行被申付候、就夫去年五月七日惣構柵之内迄山城守ニ着申候、則山城守岳山ニ而敵味方入乱之刻、言葉合申候、其後亦柵之内ニ而山城守ニ言葉合申候刻、先々罷越手をふたけ申候御事、

貳百石

長屋喜右衛門

一、徳山五兵衛所ニ而鉄炮大將被申付候、又其後のほり奉行被申付候御事、

一、越前へ柴田殿入国之次之年、しつへ御手遣候跡ニ、一揆起申候而、本丸之堀迄付申候へ共、城中強候而、取継ぎ申候時、我等ハ五兵衛殿屋敷之留守仕候へと被申ニより、一揆のき口をしらす高名仕候、柴田殿預御感申候御事、

一、当国佐良ニ而鎧を合申候御事、

一、高岡様ニ居申候時、関東八王寺ニ而首貳ツ取申候御事、

貳百石

水野八右衛門

一、本国九州原田之者ニ而御座候、原田牢人被致候故、私も其分ニ

而御座候、其後寺沢志摩守高麗へ被渡候砌、山木三右衛門ニ与力付ニ罷成、高麗へ渡り申候、於彼地ふさんかい丸山之城ニ居申候折節、心はせ仕候付而、寺沢志摩守家老ニ天野源右衛門を以、為褒美志摩守分具足・甲拝領仕候、又山木三右衛門方より加増を呉被申候、則其時々折紙于今御座候御事、

一、其後羽柴中納言殿ニ堪忍仕候、中納言殿ニ而も歩衆貳拾人預申候へ共、中納言殿被相果候付、北国へ罷越、高山南坊所ニ此中有之申候御事、

一、去年御陣之砌、山城守所ニ堪忍仕候、去年大坂表御合戦之刻も、似合働首貳ツ討取申候御事、

百五拾石

大嶋七左衛門

一、私蜂谷伯耆守所ニ奉公仕、尾州小牧御陣罷立申候、然ハ 太閤様分岩崎山放火仕、引取可申旨、就御誼、則火を懸引おろし申候処ニ、煙之内へ敵うつり申候、未櫓壹ツ焼残申候を、蜂谷被見申、誰ニ而も此櫓に火を懸申候へと申候へとも、何茂返事遅々仕候を、我等罷出候而、櫓ニ火を懸申候、左候処へ蜂谷も乗返し、夫より青塚迄引取申候、其後尾州三ツ柳村蜂谷陣取有之申候処、其近辺ニ取出之城御座候を、夜ニ入責申時、河本与十郎と申者と我等相討之首壹ツ取申候、定而御家中ニ蜂谷者も可有御座候御事、

一、大谷刑部少輔所ニ有之、高麗御陣ニ罷立、岩山へ働之刻、首壹ツ討取申候、且高麗京都ニ而も首壹ツ討取申候御事、

一、高麗こやハ山と申所へ取懸責申刻、さかもきの際にて大谷刑部少ニ詞を合かせき、手をニヶ所負申候、右之仕合、駿河ニ御座候

奥山治右衛門殿御存知被成候御事、

一、其以来、前田孫四郎様ニ罷在候而、大聖寺御責之時、屏つき丸へ乗、敵老入鎧付申候へ共、三ヶ所手負申二付、其首はなれ申候御事、

一、其後、山城守所ニ有之、去年大坂ニ而首壹ツ討取申候御事、

百五十石

伊藤清左衛門

一、私義、拝郷五左衛門所ニ致奉公有之砌、於白山口鎧下ニ而高名候、此様子近藤久米助能々被存候御事、

一、柳ヶ瀬御陣之刻、しつか嶽堀切ニ而、跡ニ残り心はせ仕候者、

五左衛門并傍輩水野藤右衛門・水谷孫藏と拙者、以上四人ニ而御座候、水野藤右衛門ハ酒井宮内殿ニ居申候、水野孫藏ハ本多美濃守殿ニ居申候間、御尋可被成候、右之外ニ首討取申事、小松くり

□やう橋ニて首貳ツ、金沢之木越ニ而首壹ツ、山内□たうけニ而首壹ツ、去年大坂ニ而首壹ツ、

右之通ニ御座候御事、以上、

百石

安野五兵衛

一、私生年廿三ニ罷成申候、去年大坂御陣初而罷立申候、玉造口ニ而首壹ツ討取申候、證人ハ富田下野殿御内藤村忠左衛門・山城守内幸田覚兵衛と申候御事、

貳百石

岩屋数馬

一、私生年廿五ニ罷成申候、去年大坂表玉造口堀際ニ而、首壹ツ討取申候、様子之義、斎藤中務殿・長屋数馬殿御覧可被成候、以上、

貳百石

山内権右衛門

一、私 太閤様ニせかれ今御奉公仕候、其後孫四郎様能州御越之刻、被成御附候、去年大正持御陣之刻、首壹ツ討取申候御事、

一、慶長十九年之歳ニ山城守所へ罷出申候、然共去年大坂御陣之砌、用所被申付御陣ニ罷立不申候、以上、

貳百石

寺田覚兵衛

一、私本国越前之者ニ而御座候、大納言様へ御奉公仕申候、其後孫四郎様能州へ御座候刻、被成御附、先年大聖寺御責被成候時、町口今乗込、頓而高名仕候御事、

貳百石

岡本左門

一、私生年廿三ニ罷成申候、せかれ今横山山城守所ニ罷有申候、去年大坂初陣ニ而御座候、堀田図書丸門口へ一番ニ着申候、首壹ツ討取申候、其時見申者、山田九左衛門・長井平兵衛ニ而御座候、其後図書丸堀之内へ懸入参所、堀地門を隔、鎧を合申候刻、松山助左衛門・長谷五右衛門・織田弥兵衛見可申候、於図書丸山城守家中之者として取申候、右偽無御座候、則誓紙を以申上候、以上、

貳百石

中川主馬

一、私生国関東ゆふきニ而御座候、其後越後へ罷越、山本寺所ニ有之候、其時分、二・三度心はせ仕候へ共、其證人無御座候間、子細不及申上候、山本寺陣代被申付、二・三ヶ年仕候御事、

一、其後、山城守所へ罷越候時分、那古屋御陣今走人兩人御座候を、広瀬民部所ニて搦取申候、老入ハ民部、老入ハ我等被申付を取申候御事、

一、其後、山城守所ニ枚千助と申仁成敗仕候付、上田織部・我等兩

人ニ被申付候、横山因幡広間ニて成敗候御事、

一、大聖寺御陣之刻、山口玄蕃頭御座敷之ぬれ縁ニ而高名仕候、奥村河内殿・青山豊後殿御覽被成候、我傍輩枚采女見申候、為褒美加増五拾石山城守方々扶持仕候御事、
右偽無御座候、以上、

貳百五拾石

松山助左衛門

一、私本国越前、則朝倉式部大輔所ニ代々在之、子息土橋右近所ニ有之、越前之内於北袋谷之城、柴田殿責落被申時、首壹ツ討取申候御事、

一、其後、前田又次郎殿ニ有之、関東八王寺城ニ而首壹ツ討取申候御事、

一、兩年大坂御陣ニ山城守のほり奉行被申付候、去年之義ハ大坂二ノ丸堀田図書丸へ御家中一番二のほりを付入申候御事、

一、彼丸堀をやふり内へ入申義ハ、式部内田中八右衛門・大膳内長谷川五右衛門と私一番二入申候、此三人之外、誰ニ而も先々入候者御座有間敷候、漸者追々ニ山城守者共集り申、図書臺所かこひ入口へ押寄申候へ共、敵付出申処、何茂川をさかひ、私も鎧を合せり合申義ハ、山城守内岡本左門・大膳内長谷川五右衛門存候、図書丸を取申義ハ、則誓紙を以申上候、以上、

右之通少も偽無御座候、則誓紙を以申上候、以上、

三百石

伴太郎左衛門

一、本国越前ニ御座候、生年廿三ニ罷成申候、親ハ伴与市郎と申候御事、

一、去々年大坂御陣之刻ハ先懸仕、真田丸柵へ着、手を負申候、何

茂本陣へ引取被成候処、跡ニ居残申候へハ、引取候へと両使迄参候付、引申候、様子之義ハ本多安房守内村田助左衛門・佐藤覚右衛門存知候御事、

一、去年七日ニ私働ニハ、首三ツ取申候、山城守へ見せ申候、其上二ノ丸ニて一番鎧を合申候而、敵二人迄鎧付申、鎧下分敵飛出、拙者甲切被破申候、山城守侍共手をくたき申候、渡辺大学・田中八右衛門・高沢猪右衛門・堀口重兵衛・のほり持耆人、已上五人、山城守者共一所ニ討死仕候、様子之義、加藤石見殿御覽被成候、安彦左馬殿も御覽可被成候、以上、

貳百石

今井才右衛門

一、私義、柴田宮内殿家中ニ在之時、柴田殿越中権の谷御働候跡ニ一揆起り、北庄城へ責入、堀ニ手を懸乗申候処、大窪忠左衛門・宇野丹助・私三人一所ニ有之、堀へ着申者堀際迄追落、忠左衛門致手柄申候、丹助ハそこニて鎧手負申候、私も忠左衛門同前ニ働申候、様子忠左衛門ニ被成御尋候御事、

一、其後、丹羽越前守殿ニ在之申候、寄親寺西次郎助ニ而御座候、越中へ太閤様御馬出申候時、木船表ニ而寺西陣へ夜討を入申候、手負死人四十式人御座候、何茂夜中之義ニ而、陣所を逃申候処、侍七人出合、彼夜打を追払申候、私も七人ニ而御座候、右之仕合斎藤亦兵衛と申仁、于今北庄ニ御奉公被申候、御家中ニハ山崎長門殿御内笠井藏人存知被申候御事、

一、肥前守様宇野平八御扶持被成二付、私も越前分呼下申候、平八

寄子之内二而御奉公申上候、然処関東八王寺之城責被成候処二、一番之丸多門へ宇野平八・印牧次郎兵衛一番乗を被仕二付、私も致供三人一所二有之、矢簾を切落申之処二、三人なから鎧手を負申候、其働水野内匠殿・同次郎左衛門殿御存知二御座候、其上神尾圖書殿も御存知二而御座候、其後森山岩淵二而喧嘩御座候時、是も次郎左衛門殿・内匠殿、御存知御座候御事、

一、其後山城守へ罷出于今奉公仕候、大聖寺表御責之時、鐘ノ丸二而広瀬民部堀際二而太田将監同前二乗申候、其今山城守二付、本城之門脇迄参申処、芦葺之櫓を山城守焼申刻断申、其今本城へ参り高名仕候御事、以上、

四百石

辰巳隼人

一、私義、山城守所二在之、大聖寺御責被成候時、鐘之丸堀際二而石弓二被打落候へ共、重而塀を乗、二ノ丸へ着申義、一番二乗入、本丸二而高名仕候、其後山城守様々吟味被仕、知行加増被申付候、其後鉄炮之者式拾人預、大膳二可致奉公旨、被申付候御事、

一、去年大坂於岡山表、大膳鎧下之高名被致候刻、私も跡付、則突合、敵突臥、我等も被突、又矢疵共二二ヶ所手を負、其後首二ツ討取申候、御帰陣以後、今度大坂二而骨折申候由御座候而、大膳方判金くれ被申候御事、

一、先年越中於富山、私傍輩脇部弥八郎与申者之若党申事出来候処二、私も弥八郎と一所二有之故、同道仕、彼場二懸合申候へハ、家之内二人多取籠居申候付、浦へ廻り候之処、無人と見懸切而出、散々之仕合、手を負申候へ共、相手之うて打落申候故、無致方被

者川岸へ飛入申候を、私も跡分共々飛入、川中二て切留申候、又次郎者参候而働申処を、是も川中へ切落申候、拙者も五ヶ所手を負申候、右之脇部弥八郎、滝川伝兵衛与申者余多手を負はせ、其身も深手を負、其夜兩人共二相果申候、右之仕合、各御存知被成候御事、

三百石

竹田金右衛門

一、先年大聖寺御責被成候刻、牢人二而清水新右衛門与致同道、御陣江罷立、高名仕候御事、

一、其後、山田八右衛門所二在之刻、木之新保町二成敗者取籠居申候を、各被仕候処へ、私も罷越、御馬廻之山口次郎左衛門殿子息与私内へ入候而、彼者之首を拙者打はなし、刀を打折申候、右様子八右衛門承り候而、刀壺越くれ被申候御事、

一、其後、八右衛門家来川村甚助与申者を、山田嘉右衛門と我等兩人二被申付候処、私壺人仕、成敗仕候、右之仕合共、八右衛門具二聞届、加増百石被申付候御事、

一、去々年ハ安房守所二有之、大坂表二而極月四日二手を負申候、様子之義、安房守殿内青木頼母杯存知候御事、

一、去年大坂於岡山表、大膳鎧下之高名被致候刻、我等も跡二付、則突合鎧手三ヶ所負申候、其後、首壹ツ討取申候、御帰陣被成、今度於大坂骨折申由二而、大膳方判金くれ被申候、以上、

貳百石

須田弥五左衛門

一、私義、せかれ今横山々城守方二在之、去年大坂二おゐて首壹ツ討取申候、以上、

百五十石

長谷川五右衛門

一、私生国越前、堀江中務大輔代々之者ニ而御座候、当国月林之城責申候時、首壹ツ討取申候、篠原出羽守殿之内乙部重兵衛・平田兵右衛門兩人之者存知申候御事、

一、篠原出羽守殿所ニ而、小林与申者を仕候御事、

一、大坂ニ而首三ツ討取申候、一番二取申候者、富田越後殿内堺金大夫・蜂屋隼人見申候、二番二千福權助殿御覽候、三ツめハ我等者共取申候、夫分先々參、堀田図書丸江乘申候時、一番二田中八右衛門、二番二私、三番二松山助右衛門、一度二乘申候、鎧を合、其場ニ而手柄之義、伊藤清左衛門・広瀬宇右衛門ニ御尋被成候御事、

長谷川吉右衛門

一、私生年廿一二罷成候、大坂表岡山ニ而猩々緋之羽織着申者渡り合相戦、則首を討取申候処、其武者若党私へ切懸り、暫切合申、手を負申候処ニ、魚住茂兵衛と申者助申二付、其者のき申候、其後首を大膳ニ見せ可申と存知、しはし持參候へ共、手より血走候間、斎藤兵部ニ見せ捨申候、兵部ニ御尋可被成候御事、

貳百五十石

瓜生七右衛門

一、先年大聖寺御陣之刻、本丸ニ而首壹ツ取申候、御歸陣之後、加増五十石被申付候御事、

貳百石

島養勘左衛門

一、私生年廿三罷成候、去年大坂初陣ニ而御座候、首壹ツ討取申候御事、以上、

貳百石

山田九左衛門

一、私生国但馬ニ而御座候、惟任日向守内明智左馬助所ニ在之中候、日向守対信長企謀叛候刻、於本能寺大手ハ斎藤内藏助、搦手ハ明智左馬助、兩陣分而責入申時、組討を仕、首壹ツ討取、預御感候、同五日ニ安土へ入城仕、本能寺ニ而手柄を仕候者共、判金壹枚・貳枚・三枚宛行候、私も判金三枚拝領仕候、其時之仕合、越前ニ有之安福助四郎・四方田新助・中河縫殿助存知候御事、

一、其後、前野但馬守所ニ有之、傍輩中と口論を仕出シ果シ可申仕合ニ御座候処ニ、其場ニ在合申者共無事ニ仕、宿々江罷歸候へ共、彼相手夜二入、私へ押懸申候付、無是非罷出、散々之仕合相手之初鎧ニ而むな板を被突候へ共、終ニハ相手を仕留、罷退候、数多押懸候へ共、手本へ寄付不申罷退候、其時々仕形ハ、山城守鉄炮之者林作右衛門与申者能存知候御事、

一、去年大坂ニ而一番二黒門ニ着、首貳ツ討取申候、富田越後殿へ懸御目候へハ、唯今之仕形無比類由、預御詞候、則如御法度鼻をかき捨候へと被仰二付、越後殿へ能くきをさし捨申候、其場ニ有合申者共、大膳小姓木船作大夫と申者、山城守内岡本左門・長井平兵衛、兩參人之者能存知候、其後、図書丸へ取込、臺所口堀地門を隔て鎧を合可申与仕候処、鉄炮ニ而むな板を打ぬかれ、二ヶ所手を負申罷退候、其場ニ在之者共、渡辺大学・田中八右衛門・木村権兵衛・岡本左門・長井平兵衛、右之者共能存知申候御事、右以誓紙申上候上ハ、偽無御座候、以上、

百五十石

辰巳黒右衛門

一、私此以来中川八兵衛所ニ在之申候、然処 將軍様三州田原ニ而鷹狩ニ御座被成候処ニ、岡部八重郎と申御小姓八兵衛と喧嘩仕出し、互ニ手を負被申候処ニ、青田少兵衛と申者、私ニ八重郎のかし申し候与申候間、立向ひ候へハ、少参をハ八十郎一太刀ニ切掛被申候、我等ハ八重郎と散々仕合切留申候、其後ハ八重郎家来働申候間、是も私切留申、残者共切散申候、我等数ヶ所手負候へ共、上下式人討果申候、右之仕合、上様被聞召上、岡田太郎右衛門殿・曾我又左衛門殿・青山大藏殿・大窪右京殿被仰候ハ、上様御誕ニハ八兵衛ハ不及是非下々御かまひ無御座候間、無氣遣養生可仕与被仰出間、各被仰候様ニ、御懇之休、右之衆御存知候、田原ニ而私働之休、佐野修理大夫殿・榊原遠江殿・水野隼人殿、被成御聞、御扶持可有之与、溝口外記殿迄御理候、右修理大夫殿美濃迄人を被下候而、外記殿御取次を以罷出申候へハ、兵粮塀金子杯被下候、知行も十日計内ニくれ被申候、委曲溝口外記殿御存知候御事、

一、此以来江戸ニ而水野隼人殿小姓式人、八兵衛小姓引入を仕、盗を致売申候を、我等見合ところへ、隼人殿へ渡し申候、残ハ式人ハけとり、奥へ下り申由、同類申候間、私追懸、岩つき近江辻と申在所ニ而追付申候へハ、家へはいり申候を、岩つき之物主高力左近殿家来折合候処ニ、彼者働、高力者壱人切臥申、一段と手をおひ申候を、我等討留申候、彼首隼人殿八兵衛方へ差上申候へハ、手柄成仕もの仕候とて、盗道具之内為褒美くれ被申候御事、

一、江戸町ニ而すり仕候を、まち人共追散し申候ニ、其内壱人私手

前へ参り候間、討留申候、山岡道阿弥之甥岡野孫三郎殿・岡部長十郎殿、各手柄成仕もの仕候とて、預御使候、右之休御存知之衆、于今御座候御事、以上、

式百石

南部喜兵衛

一、私義、此以来加藤肥後守殿所ニ有之、高麗御陣ニ罷立申候処、うる山にて六月十二日ニ唐人三百計城際まで働申時、城より罷出追払申候、肥後守家中首七ツ取申内、壱ツ私とり申候御事、

一、其後、飛騨守殿へ在付申候、知行三百石くれ申候、鉄炮之者十五人預申候御事、以上、

百石

室田五郎兵衛

一、私生年三十三ニ罷成候、去々年ハ越前谷野左衛門所ニ有之、大坂表ニ而、極月四日ニ惣構之門櫓下へ着申候、鉄炮之手を負申候、少将殿御内豊岩土佐与申仁被存候、以上、

百五十石

岡本平左衛門

一、私生年治部少乱之刻、羽柴美作所ニ在之、越後ニ而一揆起り申候時、志田と申所ニ高名仕候御事、

一、去年大坂御陣之刻ハ、私牢人ニ而在之付、水野内匠与致同道、高名仕候、以上、

三百石

近藤大藏助

一、私生年廿二ニ罷成候、然ハ去年大坂初陣ニ罷立申候、五月七日ニ岡山表ニ而敵よろひ申武者式人、すはた者壱人、味方式人せり合申候刻、私も同事ニせり合申候、其場之様子、大膳内魚住茂兵衛御尋可被成候、以上、

武藤佐左衛門

一、私義ハ、太田但馬守所ニ有之、大聖寺城責之刻、高名仕候、肥前守様へ上申候、同御引陣之刻、浅井繩手ニ而御合戦之砌、大野甚之丞殿・井上勘左衛門殿・岩田内藏助殿など、跡先ニ罷出申候へ共、松平伯耆守殿へ詞を合不申候故、肥前守様御耳ニ被相立不申候、右之仕合ハ、大野甚之丞殿・井上勘左衛門殿・私と三人として辨何と申者を鎧を付、首をも相立候へ共、鎧下之義ニ付、三人なから首をハ取きらせ不申候、勘左衛門殿と私ハかす手負申候、右之様子、井上勘左衛門へ御尋可被成候御事、

一、横山因幡守殿所ニ在之申候折節、津田遠江守殿鉄炮之者成敗被成、其上なひ候て、村瀬喜右衛門と申者之所へ走込居申候を、遠江殿を初、家来之者共何も取込有之候へ共、召捕候義ハ仕兼候処ニ、私壱人はいり候而、右之鉄炮之者召捕出申候、就夫遠江殿満足被仕候而、与右衛門と申仁・作兵衛与申仁、両人之年寄を我等方へ礼ニ越被申候、則因幡も手柄仕候由、被申候、去年大坂御陣ニハ、山城守召連不申候、以上、

百石

沢村四郎右衛門

一、先年越前ニ而魚住備後守と富田と申仁腹を切せ申候刻、我等富田所へ罷出申時分、富田府中郡を持被申候処、一揆起り申ニ付、野田口ニ而首壹ツ討取申候、此證人ハ三河衆鈴木小右衛門与申仁、于今奥村河内殿ニ在之候、能存知申候御事、
一、越前長清寺山江朝倉孫三郎・同小林両人之衆、川分北其外之加州之一揆を起シ、彼長清寺山迄取詰申候刻、其場ニ而も我等も鎧

疵ハヶ所負申候、其跡かくれ無御座候間、右申上候、鈴木小右衛門与申仁可存候、其上片山次郎兵衛杯存候へ共、相果申ニ付、是非無御座候御事、

一、加州鶴来口月林之城、柴田殿御責被成候刻、二丸ニて首壹ツ討取申候、證人御座候へ共、越前之者ニ而御座候間、居申も又相果申も不存候御事、

一、柴田殿布市を御破被成候時、ぬか新保前ニて首壹ツ討取申候、加様之義も御馬廻ニ御座候、青地などハ可被存候、以上、

百石

長井平兵衛

一、去年五月七日於大坂表拙者働之義、二ノ丸ニ而首壹ツ討取、山城守ニ見せ、其分図書丸へ参候処、敵ハ鎧、私ハ刀ニ而、暫戦申候へ共、敵ひき申候、其後於図書丸、岡本左門・伊藤左源太・伴太左衛門・木村権兵衛一所二堀を破有之申候、則其場ニ而、伴太左衛門甲を敵一刀切申候、二刀め私差出切せ不申候、則太左衛門可被覚候、右之通偽無御座候、以上、

江戸為使罷下候付、書付差上不申候、

五百石

土田将監

三百石

伊藤小源太

三百石

渡辺平吉

貳百石

富田治大輔

貳百石

土田逸角

貳百石

伊藤善左衛門

貳百石

岡野忠兵衛

貳百石

嶋津伝兵衛

貳百石

島養治左衛門

貳百石

西脇忠兵衛

貳百石

岡沢武兵衛

貳百石

田中長右衛門

貳百石

岡林右京

貳百石

森四郎右衛門

百五十石	今井助三郎	百五十石	岩田平八	山内次郎助	高田三重郎	後藤帶刀	丹家大学
百五十石	芝山三左衛門	百五十石	沢村市右衛門	宮田長五郎	長谷川廉助	長谷川嘉平次	鈴木長三郎
百五十石	石原甚兵衛	百五十石	小竹三郎兵衛	片岡兵吉	豊田喜内	柴田源太郎	小国名左衛門
百五十石	高沢宗内	百五十石	渡辺伝左衛門	織田小兵衛	中村小三郎	魚住茂兵衛	近藤主馬助
同	中川庄兵衛	同	宮部三郎右衛門	石田助三郎	西尾四郎兵衛	松浦武左衛門	山崎豊右衛門
同	窪田九郎兵衛	同	山中外記	松坂小右衛門	下河原久兵衛	青山嘉兵衛	中村甚太郎
同	石田伝兵衛	同	中嶋権左衛門	磯長右衛門	見長喜兵衛	稻見六左衛門	北尾嘉兵衛
同	杵木工兵衛	同	山口重左衛門	杵山半兵衛	舟喜佐大夫	市原治右衛門	小川五兵衛
同	高木藤兵衛	同	恩地八丞	太田庄左衛門	向長左衛門	河口太郎右衛門	小川三右衛門
百石	嶋田助丞	同	石田権之助	道家小平次	笹窪加左衛門	佐久間茂左衛門	津田半三郎
同	毛利助右衛門	同	杵勘丞	時枝又右衛門	平野重兵衛	平野権之助	毛利五左衛門
同	玄斎	七拾石	大工作兵衛	鈴木九左衛門	畑儀兵衛	下河原四郎兵衛	荒井清兵衛
五十五石	大工弥左衛門			谷本兵右衛門	井上六左衛門	福岡甚大夫	野口左平次
都合壹万七千貳百七十五石		八拾人		市川新右衛門	大澤惣十郎	池田助左衛門	松本太左衛門
新坐之侍			六拾九人	中村半右衛門	池田八左衛門	伊藤吉兵衛	石原次右衛門
野田半四郎	毛利太郎兵衛	上条又兵衛		堀孫大夫	池田左門		
野口茂兵衛	藤井谷左衛門	津田長左衛門	留守居之者				
浅下惣兵衛	片岡雅樂助	島養久左衛門					
平野喜左衛門	鈴木作兵衛	千田左助					
十六人 但二人前二有之			六拾九人	瀬木谷兵衛	杉田与兵衛	松原惣右衛門	内田平左衛門
小姓				藤井九兵衛	広岡孫左衛門	小泉清左衛門	吉村甚右衛門
野口木工	上条雅樂助	水越隼人		木村亦兵衛	嶋田七助	二川孫兵衛	篠村与左衛門
杵村長五郎	葦原庄九郎	長尾助五郎		津田彦兵衛	山口兵右衛門	小瀧孫大夫	窪田市左衛門
				山田十右衛門	牧喜兵衛	酒井清重郎	河嶋勘左衛門

北尾与兵衛 道家谷大夫 村山茂兵衛 桐浦甚左衛門

右武功書一冊、以横山元家士桜井氏藏本写之、
以家嚴親筆校合畢、

山本六兵衛 北川喜左衛門 北尾勘左衛門 田中久右衛門

明治十四年九月上旬 柿園舎主人

佐藤十右衛門 田中六右衛門 青井惣左衛門 半田新兵衛

皆川太郎右衛門 今村谷兵衛 向才兵衛 松本九郎右衛門

山田新大夫 塚本新左衛門 金子覚左衛門 松田七左衛門

岡村清大夫 林茂右衛門 畑庄九郎 小川清左衛門

任世 宗虎 自廉

四十八人

弓之者

井上忠兵衛 小坂谷大夫 中森九右衛門 日山久左衛門

宮下九左衛門 小倉仁右衛門 堀口重兵衛 入屋八助

市橋少兵衛 石村七右衛門 藤田与左衛門 吉田覚左衛門

三岡庄右衛門 角田久助 岡野久兵衛 杵田藤左衛門

岩木作左衛門

拾七人

鉄炮之者 八十人

小者 百拾八人

合四百貳拾八人 人数 但又小姓又小者除之

以上、

元和二年二月十七日 横山山城守

御奉行衆